

意見書(案)

北朝鮮からの漂流・漂着船等に対する沿岸住民等の不安の早期解消を  
求める意見書

平成29年11月以降、日本海沿岸各地に北朝鮮からと見られる木造船や遺体などの漂流・漂着等が相次いでおり、本県においても、鶴岡市の海岸に漂着した木造船付近から3遺体が発見されている。

さらに、北海道松前町では、松前小島に北朝鮮の木造船が着岸し、その後、同船の乗組員が窃盗の容疑で逮捕されるという事案が発生しており、本県でも同様の事態が起こり得るのではないかと憂慮に堪えない。

こうした北朝鮮からと見られる木造船などの漂流・漂着等は、我が国の領海や排他的経済水域内における違法操業が原因として挙げられ、海上事故の発生や漁業への甚大な影響が懸念されることから、漁業関係者等は大きな不安を抱えており、今後、さらに犯罪の発生なども危惧され、沿岸住民の不安は一層増大している。

加えて、海岸漂着物の処理に当たっては、地元自治体が国の補助を活用し対応しているが、今後、冬期波浪に伴い一層の漂着が見込まれ、地元自治体が負担する処理経費の増加が懸念される。

よって、国においては、沿岸住民や漁業者等の不安の早期解消を図るため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 漁船などの船舶の海上事故及び乗組員などの不法入国・不法上陸を防止するため、関係省庁が連携した海上・沿岸警備の強化を図り、水際対策を徹底すること。
- 2 沿岸住民や漁業者等の不安を払拭するため、地元自治体及び漁業者に対して、迅速かつ正確な情報を提供すること。
- 3 外国漁船の漂流・漂着等を未然に防止するため、大和堆をはじめとする日本海における違法操業への徹底した取締りを強化すること。
- 4 漂着者の感染症対策などに万全を期すため、その対処方法について指針等により早急に明示すること。
- 5 海岸漂着物などの処理等を円滑かつ継続的に実施するため、地元自治体の負担が生じないように、地方公共団体に対する財政支援措置を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
外務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣 あて  
農林水産大臣  
国土交通大臣  
環境大臣  
内閣官房長官  
警察庁長官  
水産庁長官  
海上保安庁長官

山形県議会議長 志田英紀

以上、発議する。

平成29年12月22日

提出者 山形県議会議会運営委員長 田澤伸一